

第 26 総合操作盤

「総合操作盤の基準を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 7 号）、「総合操作盤の設置方法を定める件」（平成 16 年消防庁告示第 8 号）、「総合操作盤の基準及び設置方法に係る運用について」（平成 16 年 5 月 31 日付け消防予第 93 号）によるほか次によること。

1 設置が必要な防火対象物

(1) 総合操作盤の設置が必要な防火対象物は、省令第 12 条第 1 項第 8 号イ及びロに定めるもののほか、以下の省令第 12 条第 1 項第 8 号ハに規定する「消防長が火災予防上必要があると認めて指定するもの」（平成 20 年四日市市消防本部告示第 2 号）とする。

ア 地階を除く階数が 11 以上で、かつ、延べ面積が 10,000 m²以上の防火対象物

イ 地階を除く階数が 5 以上で、かつ、延べ面積が 20,000 m²以上の特定防火対象物

ウ 地階の床面積の合計が 5,000 m²以上の防火対象物

(2) 総合操作盤を設置する必要がある防火対象物のうち、高さが 60m を超えるもの、延べ面積が 80,000 m²以上のもの又は地下街で延べ面積が 1,000 m²以上のものについては、「総合消防防災システムガイドラインについて」（平成 9 年 9 月 16 日付け消防予第 148 号。）を参考に関係者と協議するものとする。

2 留意事項

一の防火対象物の火災関連情報を複数の総合操作盤により、監視・制御するシステムについては、総合操作盤の技術基準は定められているものの複数の総合操作盤が相互に伝達すべき火災関連情報の種類、伝達時期、連動制御の内容等を画一的に規定することは困難であり、防火対象物の用途、管理形態、区画の状況等を踏まえた高度な判断に基づきシステムを構築する必要があることから、特殊消防用設備等に該当するので留意すること。